

相続等によって農地の権利を取得したときは・・・

『農業委員会への届出』

が必要です。

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしなければならないことになりました。

◎制度の仕組み

届出が必要な者

農地法の許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得した者

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
 - 法人の合併・分割
 - 時効
- } 等

届出

届出をなかったり、
虚偽の届出をした場合には、
罰則の規定があります。

農業委員会

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

吉野ヶ里町農業委員会事務局

TEL：0952-37-0353（直通）

記入例

様式例第3号の1

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

平成〇〇年〇月〇日

吉野ヶ里町農業委員会会長 殿

住所 神埼郡吉野ヶ里町〇〇番地
氏名 吉野ヶ里 一郎 印

下記農地 ~~(採草放牧地)~~ について、**相続**により**所有権**を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所
吉野ヶ里 一郎	神埼郡吉野ヶ里町〇〇番地

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		
吉野ヶ里町〇〇〇番地	田	田	2,000	
吉野ヶ里町×××番地	畑	畑	1,500	

3 権利を取得した日

平成〇〇年〇月〇日

4 権利を取得した事由

相続の協議が〇月〇日に成立したことにより取得

5 取得した権利の種類及び内容

所有権
〇月いっぱい、町内在住の親類に設定していた利用権の期限が切れます。

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

上記の親類は、利用権の設定期限が切れた後、耕作する意向がありません。また、私も町外でサラリーマンをしており、自ら耕作できませんので農業委員会のあっせんを希望します。